

制度利用

障害者手帳と総合支援法サービスを中心に

1

支援に関連する制度

経済:

- 自動車保険
- 労災保険
- 医療保険
- 障害年金
- 雇用保険
- 医療費助成

在宅生活:

- 障害福祉サービス等
- 介護保険サービス

全般:

- 障害者手帳

就労:

- ハローワーク
- 地域障害者職業センター
- 障害者就業・生活支援センター

2

在宅生活・就労に関連する制度

- 地域障害者職業センター
職業相談・職業評価・職業リハビリテーション計画
各都道府県に1~2か所
- 障害者就業・生活支援センター
就業面と生活面の一体的な相談・支援、関係機関との連絡調整
各圏域に1か所程度(全国に約340カ所)
- 障害福祉サービス等
介護・訓練など
各市町村に複数
- 障害者手帳
身体・療育・精神の3種類

3

相談や計画に関するサービス

こんなとき

自分にあったサービスを知りたい。
近所にどんなサービスがあるのか知りたい。
具体的にサービスを利用したい

指定特定相談支援事業者は、下記を行っている。

- 計画相談支援 (市町村の福祉の窓口にも事業所リストがある。)
- サービス等の利用計画の作成
- 利用状況をモニタリングおよび必要に応じた見直し

4

在宅生活を支援するサービス

こんなとき

家で入浴、排せつ、食事や家事の援助をしてほしい。

- 居宅介護(ホームヘルプ) : ホームヘルパーが自宅を訪問して、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、生活等に関する相談や助言など、生活全般にわたる援助をする。

こんなとき

家族など、いつも介護している人が数日間出かける。

- 短期入所(ショートステイ) : 障害者支援施設や児童福祉施設等で、入浴、排せつ、食事のほか、必要な介護を短期間行う。

5

昼間の生活を支援するサービス

こんなとき

夜は家で過ごしたいが、日中は施設に通って、いろいろな活動をしたい。入浴、排せつ、食事などの援助をしてほしい。

生活介護(デイサービス) 事業所が下記を行っている。

- 創作的活動、生産活動の機会の提供
- 身体機能や生活能力の向上のために必要な援助
- 入浴、排せつ、食事等の介助
- 調理、洗濯、掃除等の家事
- 生活等に関する相談、助言
- その他日常生活上の支援

6

訓練のためのサービス①

ごんなどさ

家や仕事に復帰する前に、生活リズムや必要な手段を身につけて、生活能力を高めたい。

自立訓練事業所が、自立した社会生活を送るために必要な、移動、日常生活、コミュニケーション、職業準備訓練等の機会を提供している。

	機能訓練	生活訓練
障害種別※	身体障害または難病	知的障害または精神障害
サービス内容	理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーション	入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練
	生活等に関する相談及び助言その他の必要な支援	
人員基準	看護職員1人以上 PT又はOT1人以上 生活支援員1人以上	生活支援員1人以上

※平成30年度改定で障害種別指定が解除

7

訓練のためのサービス②

ごんなどさ

仕事を探したい、自分にあう仕事を知りたい。

就労移行支援：就労移行支援事業所が、下記を行っている。

- 就労に必要な知識や能力を高める訓練
- 求職活動に関する支援
- 利用者の適性に合った職場の開拓
- 就職後における職場への定着のために必要な相談や支援

8

サービス利用例①

【Aさん】

- すぐに仕事に戻るの難しそう。
- 奥さんが働いている間、ひとりでは不安。
- 通所する自信がない。送迎してほしい。

指定特定相談支援事業者に相談

- 生活介護（送迎有）で自信がついた。
- 自立訓練（通所）で、できることを増やす。

9

サービス利用例②

【Bさん】

- 在学中に病気になる、長く自宅療養していた。
- やる気が起きず、一日中家にいることが多い。
- 知らない人とうまく話せるか不安。

指定特定相談支援事業者に相談

- 自立訓練で、生活リズムができ、人と交流する自信がついた。料理が楽しい。
- 就労継続支援B型で、お菓子作りを開始。

10

サービス利用例③

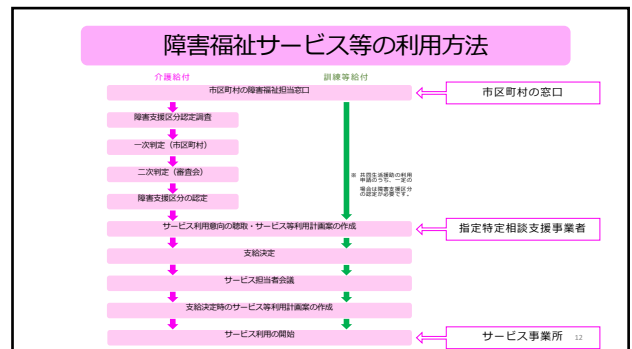
【Cさん】

- 仕事を探しているが、見つからない。
- 自分にあう仕事を知りたい。

指定特定相談支援事業者に相談

- 就労移行支援で、さまざまな作業や職場体験を経て、助言を受けながら就職活動。
- 実習先の会社で一般就労。

11



12

障害福祉サービス等に関する情報

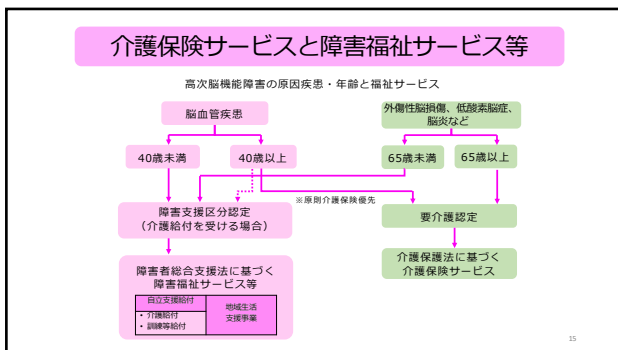
<https://www.wam.go.jp/sfkohtyout/COP000100E0000.do>

13

障害福祉サービス等の対象

- 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 療育手帳の交付を受けている方
- 障害者更生相談所、児童相談所で知的障害が確認できる方
- 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方
- 精神障害を事由とする年金や特別障害給付金を受けている方
- 自立支援医療（精神通院医療）を受給している方
- **医師の診断書で精神の障害が確認できる方**
- 難病等のある方（平成元年7月1日現在361疾病）

14



15

原因と年齢

- 65歳以上（第1号被保険者）および40～64歳（第2号被保険者）で、原因が脳血管障害の場合は、介護保険サービス（ホームヘルプやショートステイなど）の利用が優先される。
- 介護保険に無い障害福祉サービス（同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等）は、必要に応じて併用できる。
- 40～64歳で、老化に起因しない脳外傷や、原因が脳炎・脳症などの場合は介護保険の対象にならない。例えば、45歳で交通事故に遭い高次脳機能障害になった場合は、障害福祉サービス等の適用になる。
- 40歳未満は、障害福祉サービス等の適用になる。

16

障害者手帳

【全国一律に行われているサービス】

- 公共料金等の割引：NHK受信料の減免
- 税金の控除・減免：所得税、住民税の控除、相続税の控除、自動車税・自動車取得税の軽減
- その他：生活福祉資金の貸付、**障害者雇用率へのカウント**、障害者職場適応訓練の実施

【地域・事業者によって行われていることがあるサービス】

- 公共料金等の割引：鉄道、バス、タクシー等の運賃割引、携帯電話料金の割引、上下水道料金の割引、心身障害者医療費助成、公共施設の入場料等の割引
- 手当の支給など：福祉手当、通所交通費の助成、軽自動車税の減免
- その他：公営住宅の優先入居

17

高次脳機能障害は障害者手帳の対象

- 高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、**精神障害者保健福祉手帳の申請対象**になる。
- 申請時に必要な診断書を記載するのは、原則として精神保健指定医または精神科医となっているが、てんかんの患者について内科医が主治医となっている場合のように、**精神科以外の医師であっても**、精神障害の診断治療に従事していると言える医師は含まれる。
- **高次脳機能障害の診断または治療に従事しているリハビリテーション医や神経内科医、脳神経外科医のほか、内科医、小児科医等も**記載することが可能である。

18

© 厚生労働科学研究：高次脳機能障害の障害特性に応じた支援者養成研修カリキュラム及びテキストの開発のための研究班

19